

山梨県公報

号外第五十六号

平成十八年

九月二十九日

金 曜 日

目 次

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………	一
山梨県病院事業財務規則の一部を改正する規則……………	二
山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………	一五

規 則

山梨県規則第四十七号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表障害福祉課の項第三号5から7までを削り、同号8中「第二十一条の三」を「第二十条」に、「盲導犬」を「盲導犬等」に改め、同号8を同号5とし、同号9から12までを同号6から9までとし、同項第六号1中「知的障害者相談支援事業」を「相談支援事業」に改め、同号3から7までを削り、同項第十七号21中「命令」の下に「(精神障害者に係るものを除く。)」を加え、同号21を同号23とし、同号20中「命令」の下に「(精神障害者に係るものを除く。)」を加え、同号20を同号22とし、同号19中「立入検査」の下に「(精神障害者に係るものを除く。)」を加え、同号19を同号21とし、同号4から18までを同号6から20までとし、同号3の次に次のように加える。

4 第三十八条第一項(第四十一条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による指定障害者支援施設の指定等(精神障害者に係るものを除く。))

5 第三十九条第一項の規定による指定障害者支援施設の指定の変更(精神障害者に係るものを除く。)

別表第二の三の表障害福祉課の項第十七号に次のように加える。

24 第八十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(精神障害者に係るものを除く。)

25 第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令(精神障害者に係るものを除く。)

26 第八十八条第七項の規定による意見の申述

27 第八十九条第五項の規定による地方障害者施策推進協議会の意見の聴取

別表第二の三の表健康増進課の項第六号中21を23とし、9から20までを11から22までとし、11の前に次のように加える。

10 第三十三条第四項の規定による精神病院の認定

別表第二の三の表健康増進課の項第六号中8を9とし、4から7までを5から8までとし、3の次に次のように加える。

4 第二十一条の四第四項の規定による精神病院の認定

別表第二の三の表健康増進課の項第十八号中27を29とし、3から26までを5から28までとし、2の次に次のように加える。

3 第三十八条第一項(第四十一条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による指定障害者支援施設の指定等(精神障害者に係るものに限る。))

4 第三十九条第一項の規定による指定障害者支援施設の

指定の変更（精神障害者に係るものに限る。）

別表第二の三の表健康増進課の項第十八号に次のように加える。

30	第八十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（精神障害者に係るものに限る。）			
31	第八十二条第一項の規定による事業の制限及び停止の命令（精神障害者に係るものに限る。）			
32	第八十二条第二項の規定による設備等の改善並びに事業の停止及び廃止の命令（精神障害者に係るものに限る。）			
33	第八十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（精神障害者に係るものに限る。）			
34	第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令（精神障害者に係るものに限る。）			

別表第二の七の表果樹食品流通課の項第三号2中「営業」を「事業」に改め、同表花き農水産課の項第七号1中「第四条」を「第三条」に、「漁業」を「採捕」に改め、同号2中「第七条第二項」を「第五条第二項」に、「漁業許可期間」を「採捕許可期間」に改め、同号7中「第三十一条」を「第二十九条第一項」に改め、同号7を同号10とし、同号6中「第二十八条」を「第二十六条第一項」に改め、同号6を同号9とし、同号5中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に、「漁業許可」を「採捕許可」に、「操業停止」を「採捕停止」に改め、同号5を同号8とし、同号8の前に次のように加える。

7 第十五条第二項の規定による採捕許可の取消し

別表第二の七の表花き農水産課の項第七号4中「第十四条」を「第十三条第一項」に、「漁業許可」を「採捕許可」に改め、同号4を同号6とし、同号6の前に次のように加える。

5 第十一条の規定による許可証の再交付

別表第二の七の表花き農水産課の項第七号3中「第十一条」を「第十条」に改め、「漁業許可及び」を削り、同号3を同号4とし、同号2の次に次のように加える。

3 第六条の規定による許可証の交付

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附則

山梨県規則第四十八号

山梨県病院事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県病院事業財務規則の一部を改正する規則

山梨県病院事業財務規則（昭和四十四年山梨県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「又は第二十九号様式の三」を、「第二十九号様式の三、第三十号様式又は第三十号様式の二」に改める。

第二十八条中「、現金領収証書（第三十号様式）」を削る。

第二十九条第二項中「、現金領収書原符」を削る。

第二十九号様式から第二十九号様式の三まで及び第三十号様式を次のように改める。

第29号様式(第27条関係)

納入通知書

年度	山梨県営病院事業会計									
第 号	納入									
金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円	銭
納期限	年 月 日									
ただし										
上記の金額を山梨県病院事業出納取扱金融機関 山梨中央銀行へ納入してください。										
年 月 日										
納入通知者										
印										

領収済通知書

年度	山梨県営病院事業会計									
第 号	納入									
金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円	銭
納期限	年 月 日									
ただし										
上記の金額は領収済につき通知します。										
年 月 日										
山梨県病院事業出納取扱金融機関 山梨中央銀行 印										
山梨県企業出納員 殿										

領 収 書

年度	山梨県営病院事業会計									
第 号	納入									
金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円	銭
納期限	年 月 日									
ただし										
上記の金額を領収しました。										
年 月 日										
山梨県病院事業出納取扱金融機関 山梨中央銀行 印										

第29号様式の2 (第27条関係)

(その1)

診療費納入通知書兼領収書 (入院)

患者番号 発行日 年 月 日 から 年 月 日まで 伝票番号
 診療科 請求期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
 氏名 殿 負担割合 病棟一病室

(単位 円)

初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射	合計	
								患者負担額	保険/保険外
精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療	歯冠修復及び欠損補綴	その他	合計	患者負担額	
一部負担額	食事療養費	食事療養費負担金	委託負担額	修正差額					

選定療養等	室料差額	初診時自費等	歯科選択材料	合計	付添寝具料	日用品等	分娩介助料	合計
その他	文書料	病衣貸与料	薬剤料(自費)	検査料(自費)				

合計	保険/保険外(食事療養費を除く。)	保険/保険外(食事療養費に限る。)	保険外負担
合計			
負担額			
請求額			
合計			

納期限 年 月 日

上記のとおり山梨県病院事業出納取扱金融機関
 山梨中央銀行(中央病院派出)へ納入してください。

山梨県立中央病院 管理局長 印

領収日付印

(その2)

診療費領収済通知書 (入院)

患者番号
診療科

発行日
請求期間
保険区分
負担割合

年 月 日 から
年 月 日

伝票番号
年 月 日 まで

氏名

殿

負担割合

病棟一病室

(単位:円)

保険/保険外	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射	リハビリテーション
	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療	歯冠修復及び欠損補綴	その他	合計	患者負担額
	一部負担額	食事療養費	食事負担金	委託負担額	修正差額				

保険外負担	選定療養等	室料差額	初診時自費等	歯科選択材料	合計	付添寝具料	日用品等	分娩介助料	合計
	その他	文書料	病衣貸与料	薬剤料(自費)	検査料(自費)				

納期限	年	月	日
-----	---	---	---

合計	保険/保険外(食事療養費を除く。)	保険/保険外(食事療養費に限る。)	保険外負担
負担額			
請求額			
合計			

上記の金額は領収済につき通知します。

山梨県病院事業出納取扱金融機関 山梨中央銀行

山梨県企業出納員 殿

領収日付印

第29号様式の3 (第27条関係)

(その1)

診療費納入通知書兼領収書 (外来)

患者番号

発行日

年 月 日

伝票番号

診療科

診療日

年 月 日

氏名

殿

発行日
診療日
保険区分
負担割合

(単位 円)

保険 / 保険外	初・再診料	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射	リハビリテーション
	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療	歯冠修復及び欠損補綴	その他	合計
	患者負担額	一部負担額	薬剤負担額	委託負担額	修正差額			

保険外負担	選定療養等	初診時自費	歯科選択材料	合計	検査料 (自費)	医師面談料	日用品等	合計
		文書料	健診・予防接種料	薬剤料 (自費)				
その他								

合計	保険 / 保険外	保険外負担
負担額		
請求額		
合計		

上記のとおり納入してください。

山梨県立中央病院 管理局長 印

領収日付印

(その2)

診療費領収済通知書 (外来)

患者番号
診療科

発行日
診療日
保険区分
負担割合

年 月 日

氏名

殿 負担割合

伝票番号

(単位 円)

初・再診料	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射	リハビリテー ション
	精神科専門療法	処置	手術	放射線治療	歯冠修復及び欠 損補綴	その他	合計
	患者負担額	一部負担額	薬剤負担額	委託負担額	修正差額		

保険外負担	選定療養等	初診時自費	歯科選択材料	合計	検査料 (自費)	医師面談料	日用品等	合計
	その他	文書料	健診・予防接種 料	薬剤料 (自費)				

合計	保険/保険外	保険外負担
負担額		
請求額 合計		

上記の金額は領収済につき通知します。

領収日付印

山梨県病院事業出納取扱金融機関 山梨中央銀行

山梨県企業出納員 殿

第30号様式(第27条関係)
(その1)

診療費納入通知書兼領収書(入院)

伝票番号

患者番号

殿

領収日付印

請求期間 年 月 日から 年 月 日まで

山梨県立北病院長 印

納期限 年 月 日

保険区分
負担割合

--

(単位 円)

保 険			
初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療
投 薬	注 射	精神科専門 療法	処 置
			手 術
			麻 酔
保険診療費	①患者負担額		
入院時食事(生活)療養費			
		食事(生活)療 養費	
		②患者負担額	
保 険 外 負 担		文 書 料	選定療養等
		保険外診療費	そ の 他
		③保険外合計	④消費税等

請求額 ①+②+③+④	
-------------	--

年 月 日

上記のとおり山梨県病院事業出納取扱金融機関
山梨中央銀行へ納入してください。

(その3)

診療費領収済通知書出納取扱金融機関控 (入院)

伝票番号

患者番号 殿

領収日付印

請求期間 年 月 日から 年 月 日まで 山梨県立北病院長

納期限 年 月 日

(単位 円)

保				険				保 険 外 負 担	
初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	入院時食事(生活)療養費	文 書 料	選定療養等	
						食事(生活)療養費	保険外診療費	その他	
投 薬	注 射	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔				
						②患者負担額	③保険外合計	④消費税等	
保険診療費	①患者負担額								

請求額 ①+②+③+④

--

第三十号様式の次に次の一様式を加える。

第30号様式の2 (第27条関係)
(その1)

診療費納入通知書兼領収書 (外来)

伝票番号

患者番号

殿

請求日
保険区分
負担割合

年 月 日

山梨県立北病院長 印

(単位 円)

保		険			
初・再診料	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
注 射	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	保険診療費
①患者負担額					

保 険 外 負 担	
文 書 料	選定療養等
保険外診療費	そ の 他
②保険外合計	③消費税等

領収日付印

請求額 ①+②+③

上記のとおり納入してください。

(その2)

診療費領収書控 (外来・窓口用)

伝票番号

患者番号

殿

請求日

年 月 日

保険区分

負担割合

(単位 円)

保		険			
初・再診料	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
注 射	精神科専門 療法	処 置	手 術	麻 酔	保険診療費
①患者負担額					

保 険 外 負 担	
文 書 料	選定療養等
保険外診療費	そ の 他
②保険外合計	③消費税等

領収日付印

請求額 ①+②+③

(その3)

診療費領収書控 (外来)

伝票番号

患者番号 殿

請求日 年 月 日
 保険区分
 負担割合

(単位 円)

保 険			險			投 薬
初・再診料	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断		
注 射	精神科専門 療法	処 置	手 術	麻 酔	保険診療費	
①患者負担額						

保 険 外 負 担	
文 書 料	選定療養等
保険外診療費	そ の 他
②保険外合計	③消費税等

領収日付印

請 求 額 ①+②+③

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県病院事業財務規則第二十七条の規定により送付されている納入通知書は、この規則による改正後の山梨県病院事業財務規則第二十七条の規定により送付された納入通知書とみなす。

山梨県規則第四十九号

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「又は増築する」を「、又は増築する」に改め、同条第六号中「新築し」の下に「、改築し」を加え、同条第六号の二中「河川管理施設」の下に「（樹林帯を除く。）」を加え、同条第六号の三中「下水道法（昭和二十三年法律第七十九号）」を「下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第十八条第二十一号の七中「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に改め、同条第二十二号を次のように改める。

二十二 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

第十八条中第二十七号の二十五を第二十七号の二十六とし、第二十七号の十二から第二十七号の二十四までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の十一の次に次の一号を加える。

二十七の十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

第十八条中第三十三号を第三十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十四 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施

するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基つき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する日の十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

第十八条中第三十二号を第三十三号とし、第二十九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 知事の指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。

第二十条の二第一号中「又は第二十二号から第二十七号まで」を「、第二十二号から第二十五号まで、第二十六号又は第二十七号」に改め、同条第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基つき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する日の十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番